

# 計量器（はかり） 定期検査のお知らせ

埼玉県計量検定所  
市 町 村

計量法第19条の規定により、取引・証明に使用するための「はかり」の定期検査を行いますので、所定の日時に受検していただきますようお願いいたします。

## 検査対象となる「はかり」

取引・証明に使用する「はかり（分銅・おもりを含む）」が対象となります。

検査の対象となる「はかり」の例	検査の対象でない「はかり」の例
1. 商品の重さを明示するために使用するもの	1. 原材料の配合等に使用するもの
2. 原材料の購入・製品の販売出荷のために使用するもの	2. 個人が健康管理のために使用する体重計
3. 食材などの購入のために使用するもの	3. 公民館、公衆浴場等に設置された体重計
4. 貨物・荷物の運賃算出等に使用するもの	4. 郵便物の料金の目安として使用するもの
5. 農産物、水産物の売買・出荷のために使用するもの	5. 試しはかり <sup>*</sup> として使用するもの ( <sup>*</sup> 最終的な計量は別のはかりで行う)
6. 薬の調剤用に使用するもの	6. 動物病院で治療のために使用するもの
7. 廃棄物処理業者などが、処理費用の算定に使用するもの	7. 商品を小分けにするためのもので、 重さの明示に使用しないもの
8. 自動詰込機(自動はかり)により詰め込んだ商品の重さを 最終確認するために使用するもの	8. 病院等で処置室や手術室等における施術 の管理で使用するもの
9. 観光農園や農産物直売所において料金算定や量目表記の ために使用するもの	
10. 保健所(保健センター)、病院、学校、幼稚園、保育所 産婦人科医院等で法に定められた健康診断(体重測定)に 使用するもの	

## 用意するもの

- ・ はかり（分銅・おもりを含む）
- ・ 検査手数料（一覧表のとおり）
- ・ 申請書（3枚複写）

※印鑑は不要です

図1 検定証印



301

図2 基準適合証印



20181

(平成30年1月に検定したことを表す)

図3 家庭用



(取引・証明に使用できません)

## 注意すること

1. 検定証印等（図1、2）がないものは、取引・証明に使用できません。
2. 家庭用のマーク（図3）のあるはかり（ヘルスメーター、ベビースケール、キッチンスケール）は取引・証明に使用できません。

# 計量器定期検査手数料一覧表



## 機械式（アナログ式）はかり

能力	手数料					
100kg以下	600円	※分銅付 指示はかり(針が重さを示すもの)				
250kg以下	1,000円					

※分銅・おもりは別に手数料が掛かります。

<p>※分銅付 天びん</p>	<p>※おもり付 台手動はかり</p>	<p>※分銅付 等比皿はかり</p>	<p>懸垂手動はかり</p>	<p>※おもり付 不等比皿はかり</p>
---------------------	-------------------------	------------------------	----------------	--------------------------

<table border="1"> <tr> <td>手数料</td> </tr> <tr> <td>300円</td> </tr> </table>	手数料	300円	<p>※おもり付 棒はかり</p>	<p>懸垂指示はかり</p>
手数料				
300円				

※分銅・おもり付のはかりは、はかりの検査手数料に次の分銅・おもりの検査手数料を加算する。

<table border="1"> <tr> <th>個数</th> <th>手数料</th> </tr> <tr> <td>1個</td> <td>10円</td> </tr> </table>	個数	手数料	1個	10円	<p>分銅</p>	<p>定量増おもり</p>	<p>定量おもり</p>
個数	手数料						
1個	10円						

## 電気式（デジタル式）はかり

(はかりの使用場所にお伺いして検査を行います。)

能力	手数料			
100kg以下	1,500円	※最小の目量又は、表記された感量がひょう量の1万分の1未満の場合は、手数料が2倍になります。		
250kg以下	1,900円			
500kg以下	2,300円			

記載のないものについて確認したい場合は、埼玉県計量検定所までお問い合わせください。

平成12年4月1日埼玉県条例で制定